

## 平成27年度青少年育成関係団体懇談会 開催結果

当協会では、毎年、青少年育成関係団体・機関が一堂に会し、相互の団体活動の連携協力や青少年の健全育成運動の効果的な促進について意見交換や協議をするため懇談会を開催しており、今年度は2月10日に札幌市(かでの2・7)において、12団体・4機関が出席し開催しました。

懇談会では、参加団体の平成27年度の活動状況について情報交換を行った後、北海道から「子ども・若者育成支援推進法への対応」について、法の趣旨や道内市町村の動向などの情報提供がありました。

その後、札幌学院大学人文学部人間科学科准教授の大澤 真平氏による「拡大する子どもの貧困、その背景を考える」についての話題提供がありました。



大澤氏は、我が国の子育て世代が貧困化している現状を様々な視点から説明されるとともに、貧困問題が雇用の不安定化や収入の低下等の大人の労働問題だけでなく、子どもたちの育ちや学びにも大きく影響していることを指摘されました。

終わりに「子どもの貧困」という特別な貧困はない。子どもの貧困と家族の貧困を切り離さないで、社会全体の貧困という意識で問題に立ち向かうこと、そして、貧困への対応は、家族を支え、子どもを支え、青少年育成の基盤づくりとなることのご提言がありました。詳細については以下のとおりです。

### 貧困率の上昇、就学援助受給者の増加

子どもの相対的貧困率の上昇は、近年ではなく、既に30年前から上昇してきており、2012年では16%超え、子どもの6~7人に1人は貧困という状況にある。

※相対的貧困率＝その国の所得の中央値(丁度真ん中)の半分を下回っている人の割合

学齢児童生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められた就学援助受給者数も一貫して増加しており、2010年では、全体の15%以上を占めている。また、OECD(経済協力開発機構)加盟の先進国(34カ国)の中でも、日本の子どもの貧困率は10位と平均より高く、経済的に発展した豊かな日本のイメージは、今は昔となっている。

### 数字で見る北海道の現状

小・中学校における学校給食費の徴収状況の平成18年の調査では、全国平均の未納率が1%なのに対して北海道は、2.4%と高くなっている。この調査の結果では、失業率が高い都道府県ほど未納率は高くなっている。

#### －北海道ひとり親家庭の生活実態調査－

【正社員・正職員雇用者の割合】

1994年(45%) → 2012年(30%) 母子世帯  
// (80%) → // (65%) 父子世帯

【年収300万円以下の割合】

1994年(82%) → 2012年(87%) 母子世帯  
// (35%) → // (51%) 父子世帯



調査からもわかるように生活状況は実態として悪化している。また、日本は、失業率は低いですが、子どもの貧困率は高くなっており、子育て世帯の8割以上は働いているが、働いても働いても十分な収入が得られない「ワーキングプア」の問題が起きている。

子育て世帯の平均年収は1985年が1番高く、そこから減少しており、「雇用の不安定化」、「世帯平均年収の低下」の問題が起きている。

## ジェンダーの問題

### ー男女の賃金格差ー

日本では、今も男性が働いて家族を養うという風習が根強い。しかし、先進国では男性に対し、家族を養えるくらいの賃金を払えなくなっており、欧州では男女の賃金格差を縮め、男女が働いて賄えるような仕組みにしている。一方、日本は、そのような仕組みになっておらず、女性への賃金が低いと、母子世帯の貧困率が56%と、先進国の中では、極めて高くなっている。

### ー所得再分配の効果が低いー

どの国でも、社会政策として所得再分配をしており一定の効果を得ているが、日本では、所得再分配後もほぼ効果がない状況にある。その理由は、低所得者からもきちんと税金をとり、社会保障をあまりのせていないという現状があるからであり、3年前の調査では、所得再分配後の方が貧困率は高くなっており、先進国（8ヶ国）の中では日本だけである。

## そだちとまなびの家族依存

家族政策への公的支出(児童手当、出産育児諸費、生活保護教育扶助など)割合は、日本は先進国の中では低い。日本では、家族が教育政策支出を出すべきという形になっており、家族だけで何とかできない世の中になってきている中で、社会あるいは国が出していかないといけない。

## 社会生活の参加と経済的制約(道内高校生)

### ■治療代がかかるから風邪や歯が痛いときに我慢することがある

ない(とてもゆとりがある高校生)	78.7%
ある(生活に困っている高校生)	53.4%

→お金がない子どもたちほど制約されてしまっている。

### ■将来展望と自己評価

自分の将来は明るいと思う(とてもゆとりがある高校生)	75.9%
そうは思わない(困っている・ゆとりがない高校生)	58.6%

→お金がすべてではないが、経済的なことが問題で自分の将来にまで反映している。

以上のように、「子どもの貧困」の背景には、構造的な問題があり、それによって経済的に厳しい家庭は押し込まれ、子どもたちの将来の展望も制限されてしまっている。

## 子どもの貧困対策法と課題

子どもの貧困対策法は、4つの柱(教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援)で構成されており、柱毎に必要な支援(メニュー)があるのだが、直接、貧困率を下げるような内容になっていない。

それは、この対策法の目的が「貧困」を削減することではなく、あくまで「貧困のなか」で子どもが生活することが前提であり、目的の主眼も「教育支援」で教育を通じ、「将来的に」貧困から個別に脱するとしているためである。

一方、イギリスの対策法では、「貧困のなか」で子ども期を過ごす子どもを無くす、物質的剥奪の解消を目指すとしており、日本の対策法は、イギリスの対策法と似て非なる法律となっている。

## そだちとまなびを保障するために

子どもが1番貧困でダメージを受けるのは、0歳~6歳(幼少期)とされている。公的社会支出比較では、各国は幼少期に対し、早い段階でお金を投資しているが、日本は、6~18歳の学生部分にお金をかけており、もっと幼少期からお金をかける必要がある。

### 【出席者】

北海道小学校長会/北海道PTA連合会/札幌市学校教護協会/北海道少年補導員連絡協議会/北海道地方保護司連盟/日本ボーイスカウト北海道連盟/一般社団法人ガールスカウト北海道連盟/北海道青少年育成アドバイザー連絡協議会/公益財団法人北海道YMCA/一般社団法人北海道子ども会連合会/公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会/公益財団法人北海道民生委員児童員連盟/北海道環境生活部くらし安全局道民生活課青少年G/北海道警察本部生活安全部少年課/北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課/北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全)